相続定期「架け橋」

（自由金利型定期預金Ｍ型 スーパー定期・スーパー定期 300、自由金利型定期預金 大口定期）

平成 28 年 2 月 1 日現在

商 品 名 （愛称）	自由金利型定期預金〈Ｍ型〉〔単利型〕	自由金利型定期預金〈Ｍ型〉〔複利型〕	自由金利型定期預金
	・預入金額 300 万円未満…スーパー定期 ・預入金額 300 万円以上…スーパー定期 300		大口定期
	相続定期「架け橋」		
期 間	6 ヵ月・1 年〔単利型〕	3 年・5 年〔複利型〕	6 ヵ月・1 年・3 年・5 年
	・自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いのみとなります		
販売対象	・金融機関での相続手続き完了後 1 年以内に、相続により取得した資金（不動産や有価証券等の換金代金も含む）を原資としてお預入れいただける個人の方 ※「金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類」「お預入れいただける方が相続人であることが確認できる書類」「相続により取得した金額であることが確認できる書類」をご提示いただきます （例）戸籍謄本の写し、金融機関に提出した相続依頼書の写し、遺産分割協議書の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言）の写し等		
取扱期間	・この預金の取扱期間は、店頭等で告知します。		
預 入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 〈スーパー定期〉1,000 円以上 300 万円未満 〈スーパー定期 300〉300 万円以上 〈大口定期〉1,000 万円以上 いずれも、相続により取得した金額の範囲内 ・1 円単位		
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します		
利 息 （1）適用金利	・固定金利 預入日の店頭表示金利（預入金額に応じ「スーパー定期」「スーパー定期 300」「大口定期」の金利となります）に当金庫所定の「相続定期優遇金利」を上乗せした利率を約定利率として初回満期日まで適用します 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ※〈スーパー定期 300〉継続後 1,000 万円以上になる場合でも大口定期預金には継続されません		
（2）利払方法	〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉〔単利型〕・〈大口定期〉 ・預入期間 2 年未満のものは、満期日以降に一括して支払います ・預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）に中間払利息を支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します 〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉〔複利型〕 ・満期日以降に一括して支払います		
（3）計算方法	〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉〔単利型〕・〈大口定期〉 ・利付単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉〔複利型〕 ・利付単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヵ月毎の複利計算		
税 金	・お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。		
付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率です） ・マル優の取扱いができます（大口定期は除きます）		
中途解約時の取扱い	〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉〔単利型〕・〈大口定期〉 ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します 〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉〔複利型〕 ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います		
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください		

中 日 信 用 金 庫

苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部（9 時～17 時、電話：052－913－1153）にお申出ください ・紛争解決措置 愛知県弁護士会（電話：052－203－1777）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他　参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・金利上乗せ幅は、金利情勢等により予告なく変更する場合があります ・この預金の取扱いは、お一人さま 1 回限りとさせていただきます
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）